

秋田市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和4年10月7日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 まつかさ 園	小規模多機 能型居宅介 護事業所よ つば	秋田市旭南二丁 目3番17号	令和4年9月30日	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護
株式会社 グレイス コール	グレイスコ ール訪問看 護ステーション いいじ ま	秋田市飯島道東 二丁目12番45号 ハイ・ロードブ リッジ1-B号	令和4年9月30日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
社会福祉 法人とも しび会	光峰苑デイ サービスセ ンター	秋田市添川字鶴 木台65番地3	令和4年9月30日	通所介護